

第四章 建築設備

（エレベーターの機械室）

第四十七条 エレベーターの機械室には照明設備を設け、かつ、照明設備のスイッチは出入口の近くで見やすい位置に設けなければならない。  
2 機械室は、他の用途に使用してはならない。

〔解説〕

本条は、エレベーター機械室の照明設備の設置及び目的外使用を禁止したものである。

（エレベーターの点検用コンセント）

第四十八条 次の各号に掲げる部分には、修理点検用のコンセントを設けなければならない。

- 一 機械室の内部
- 二 かご上部
- 三 ピットの壁

〔解説〕

本条は、修理点検用のコンセント設置箇所を定めたものである。

〔昇降機の電気設備〕

第四十九条 エレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する電気設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 配線は、金属性のコンジット管に収めるか、又は可（か）撓（とう）外（がい）装（そう）電（でん）覧（らん）とすること。
- 二 昇降路内の電気設備には履（つ）いを設（た）け、その履（つ）いが金属性の場合は接（け）地（ち）さ（せ）ること。
- 三 配線と大地間との絶縁抵抗値は、次の表に掲（か）げ（る）数（すう）値（ち）以上（じょう）と（し）ること。

回路の用途	回路の使用電圧の区分（単位ボルト）		絶縁抵抗値（単位メガオーム）
	三百以下のもの	三百を超えるもの	
電動機主回路	三百以下のもの	三百を超えるもの	〇・二
制御回路 信号回路	百五十以下のもの	百五十を超えるもの	〇・一
照明回路	百五十以下のもの	百五十を超えるもの	〇・二

〔解説〕

本条はエレベーター、エスカレーター又は小荷物専用昇降機に使用する電気設備の要件を定めたものである。

第二号の接地については、第三種以上の接地工事を指し、また、第三号は漏電防止の見地からその数値は最低の値としており、これ以上であることが要求される。

（エスカレーターの点検口）

第五十条 エスカレーターの上端部及び下端部には、四十五センチメートル角以上の開口面積を有する点検口を設けなければならない。

〔解説〕

本条はエスカレーターの点検口の設置とその要件について定めたものである。